

## 有松地区古民家利活用事業に係る連携事業者公募要項

### 1 件名

有松地区古民家利活用事業に係る連携事業者の公募

### 2 趣旨

有松では、昭和48年に「有松まちづくりの会」が発足し、全国に先駆けて住民が主体となった町並み保存の取り組みが行われてきた。名古屋市（以下「本市」という。）は、昭和59年に「町並み保存地区」に指定し建築物等の修理・修景事業を始め、平成18～25年には東海道の無電柱化事業に取り組むなど、住民と行政が一体となってまちづくりを進めてきた。そして、平成28年には東海道沿いの町並みを「伝統的建造物群保存地区（伝建地区）」に指定し、町並み保存の取り組みをさらに強化することで、国の「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」という。）に選定されたほか、令和元年には文化庁から本市内では初、愛知県内でも地域型としては初めて日本遺産に認定されたところである。

これらの取り組みなどにより、歴史的な町並みが残っている有松地区（重伝建地区及び町並み保存地区）であるが、伝統的建造物の所有者が高齢化するなど物件（古民家）の維持継続が課題となっており、町並みの存続が懸念されている。また、前述のとおりまちづくりの意識が高く、まちづくり団体も多く存在するが、恒常的な来訪者の増加や古民家の維持・活用に結びついていない等の課題がある。

また、古民家の空き家は全国的な課題となっており、歴史的資源を持つ自治体では活用の推進が求められているところである。

このような状況の中、民間事業者が古民家を活用して面的にまちづくりを進める手法が全国的に注目されていることから、本市においても「有松地区における古民家を活かしたまちづくりの考え方」をまとめ、その実現を目指しているところである。

そこで、本市の取組に理解・共感し、本市と連携して主体的に有松地区全体で伝統産業や町並みを活かしながら、古民家を活用して有松地区の活性化に必要な機能を面的に展開する「有松地区古民家利活用事業」（以下「本事業」という。）を推進する「連携事業者」を公募し支援するものである。

### 3 有松地区における古民家を活かしたまちづくりの考え方

有松地区における古民家を活かしたまちづくりは、以下の3つの考え方を基本として、古民家の利活用を進めるものとする。

#### (1) 地域全体で古民家の維持・活用に取り組む

- ・伝建地区内の伝建物に指定された全ての建物について、持続的に維持活用が可能な仕組みを構築する。
- ・町並み保存地区において、所有者、地域住民、商工業者、行政、各専門家（建築・不動産・金融等）などの多様な主体が連携し、ニーズに対応した新たな利活用を目指す。  
（※飲食、宿泊、迎賓、オフィス、文化芸術 等）

- ・新たな利活用を連鎖的に展開し、伝統的建造物以外の建物も新たな利活用や修景に取り組み、地域全体で新たな文化と暮らしの創出を目指す。
- (2) 本物の歴史や文化に出会い、ゆっくり楽しみながら交流できるまちを目指す
- ・質の高い交流を増やしていくという観点から、有松の地域資源の鑑賞・体験を目的として来訪する方々を想定し、滞在時間を延長する取り組みを進めていく。
  - ・東海道を「歩いて楽しいまちの中心軸」とし、地域住民・商工業者・来訪者の交流の場を目指す。
- (3) 既存の住環境や産業との調和を図る
- ・古民家利活用については、町並みや周辺の住環境への配慮を前提とする。
  - ・既存の商工業者の活動を尊重し、相互理解・相互協力を図りながら両輪で相乗効果発揮を目指す。

#### 4 事業概要

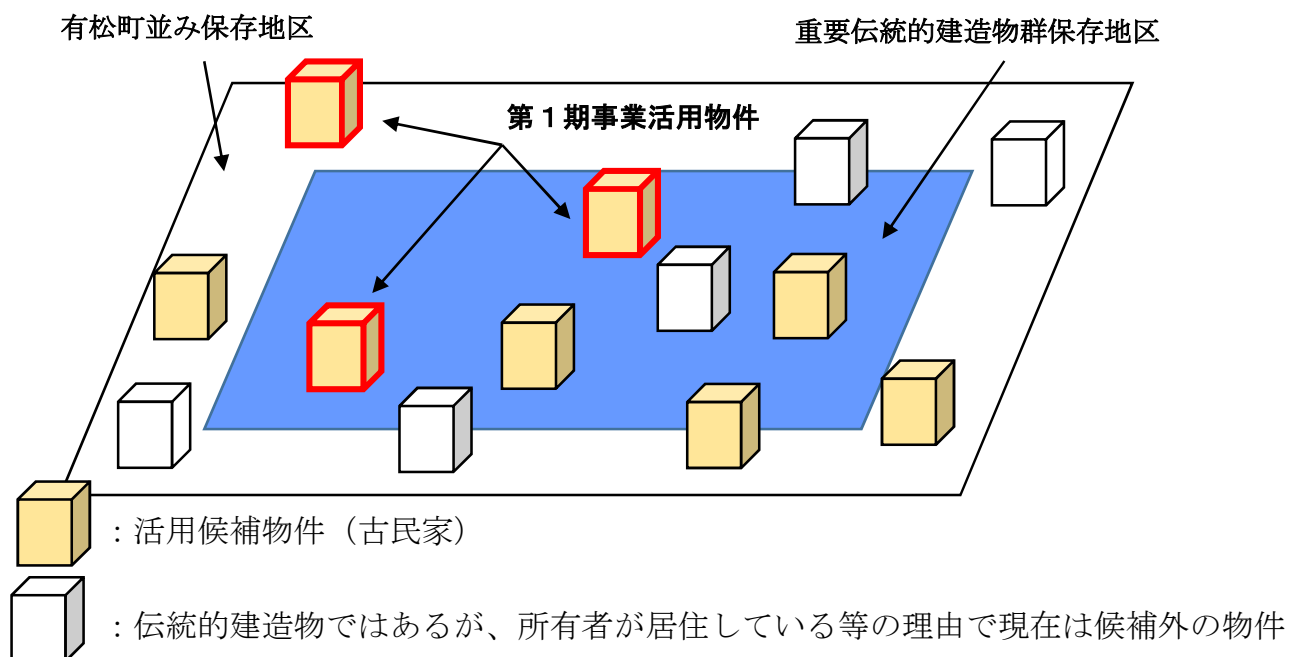
##### (1) 事業内容

「有松地区における古民家を活かしたまちづくりの考え方」を踏まえ、「有松地区古民家利活用事業」を推進するものである。

##### (2) 事業イメージ

有松地区古民家利活用事業は、下記イメージ図のように有松町並み保存地区内の物件を対象に事業を推進するものであるが、「有松地区古民家利活用推進事業補助金」を活用した第1期事業については、本市から提供する検討用資料に掲げる候補物件のうち複数の物件を検討し実施するものとする。

事業イメージ図

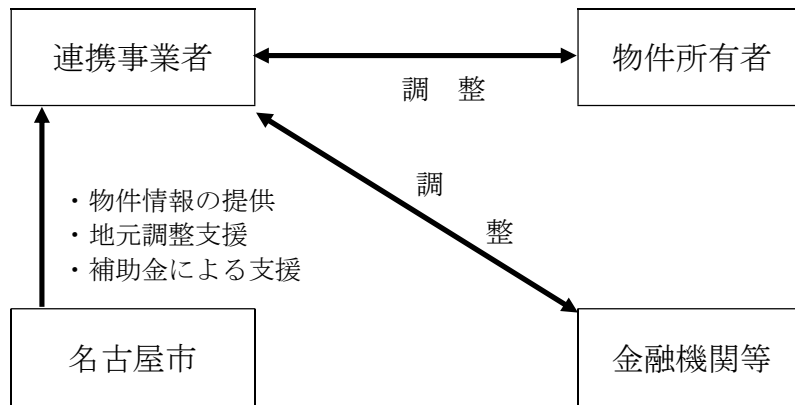


##### (3) 役割分担等

本事業における本市と連携事業者の関係については、下記のとおりとする。

項目	物件情報の提供	物件所有者との調整	整備計画の策定	整備工事	運営維持管理
実施主体	名古屋市	連携事業者	連携事業者	連携事業者を想定 (所有者と協議)	連携事業者
市の役割	連携事業者への情報の提供 地元調整支援	有松地区古民家利活用推進事業補助金による支援 (令和5,6年度のみ) ※ 令和7年度以降は補助金による支援はなし		伝統的建造物群保存地区保存事業補助金による支援	なし

令和5,6年度役割分担イメージ図



#### (4) 事業の流れ

本公募で選ばれた連携事業候補者は、本市と「有松地区古民家利活用事業の推進に関する連携協定書」(別紙1)を締結し、連携事業者となるとともに、本市と協力しながら主体的に本事業を推進することとする。

連携協定を締結後、連携事業者は、本事業に着手するものとする。

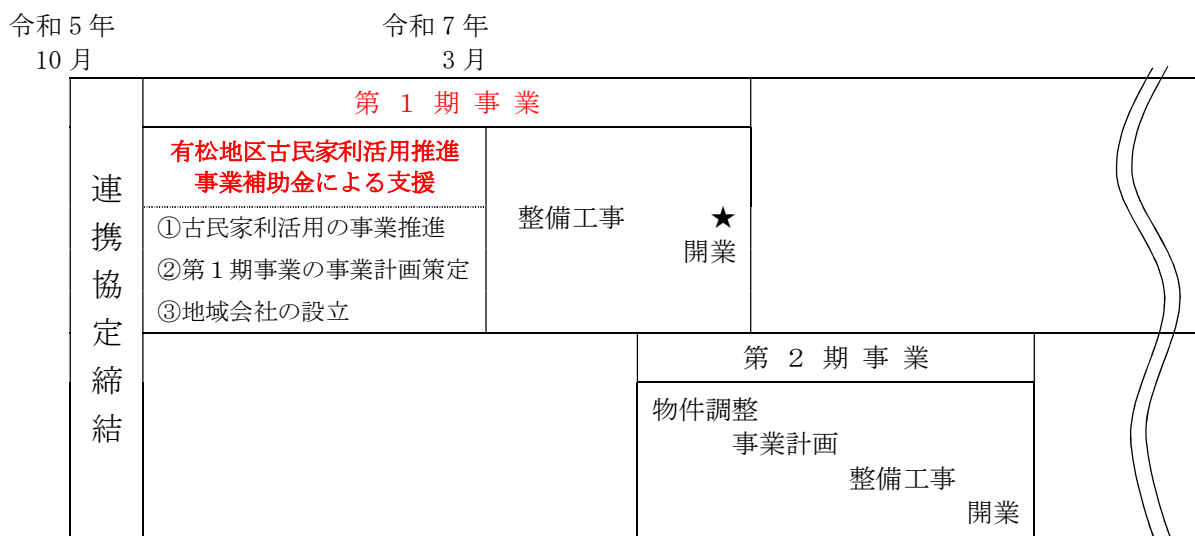
なお、本事業の推進にあたっては、本市は令和5,6年度の2か年にわたり本事業の立ち上げに係る業務に対し、連携事業者に補助金を交付することにより支援する。ただし、連携事業者側が要する費用に対し、本補助金以外で本市からの支出はないものとする。

※ 補助金の限度額は3千万円とする。

(詳細は「8 有松地区古民家利活用推進事業補助金」で説明)

連携事業者は、本市に古民家利活用推進事業補助金(以下「本補助金」という。)交付申請書を提出し、交付決定を受けるものとする。

## 事業の流れイメージ図



※ 有松地区古民家利活用推進事業補助金による支援は令和7年3月までの事業費のみ  
 ※ 補助金は概算払を含めて令和6年度に交付します

### (5) スケジュール

事業者の公募スケジュールは、次のように予定しています。

公募要項の公表	令和5年7月18日（火）
応募登録	令和5年7月18日（火）～令和5年7月28日（金）
質問の受付	令和5年8月4日（金）まで
質問への回答	令和5年8月18日（金）までに送付
応募申込書の提出	令和5年9月4日（月）～令和5年9月8日（金）
プレゼンテーションの開催	令和5年9月19日（火）～令和5年9月22日（金）
審査結果の通知 （連携事業候補者の決定）	令和5年9月下旬
連携協定の締結	令和5年10月
補助金交付申請・決定	令和5年10月

## 5 応募資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量、設計」、申請業種「調査（工事・都市系）」又は「調査（社会系）」又は申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和5年9月15

日午後 5 時 15 分までに資格審査の申請を行い、本公募に係る連携協定締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとする者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (7) 本公募開始の日から連携事業候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本公募開始の日から連携事業候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本公募開始の日から連携事業候補者選定までの間に本市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 平成 25 年度から現在までの期間において、特定の地域（概ね直径 1km 程度の範囲）を対象に、複数の古民家を利活用している実績（現在も継続しているもののみ）が 2 地域以上ある者であること。

## 6 応募手続き

本事業に応募する事業者は、必ず応募登録をすること。

### (1) 仮登録

仮登録は、電子メールにより「11 問い合わせ先」まで申し込むこと。

・ 申込方法：メール本文に、以下の事項をすべて明記すること。

- ①団体名    ②所在地    ③代表者氏名    ④電話番号    ⑤電子メールアドレス
- ⑥平成 25 年度から現在において、特定の地域（概ね直径 1km 程度の範囲）を対象に、複数の古民家を利活用している実績（2 地域以上）。（市町村名と代表的な物件名を複数ずつ記載すること。）

※ 本市から申込みを受け付けた旨の連絡はしないので、電子メールを送信する際は、開封確認設定を行う等、申請者方で受信確認を行うこと。また、電子メールの送受信にかかるトラブル等については、本市は一切その責任を負わない。

なお、仮登録した事業者で、①～⑥が確認できた事業者には、応募登録が完了した旨のメールを送付するとともに応募に関する検討用資料として、有松地区古民家利活用候補物件の概要及び有松地区の伝統的建造物配置図を郵送で送付する。

※ 検討用資料を受領した際は、受領書（別添 1）を提出すること。

検討用資料は、応募の有無にかかわらず 9 月 8 日（金）までに返却すること。

資料の複写は不可とする。なお、連携協定を締結する連携事業者には再度支給することとする。

※ 以下(2)～(4)は、応募登録が完了していない事業者からの申込は受け付けない。

(2) 物件所有者との接触について

応募にあたり、事業者が直接物件所有者に連絡をとり接触することは認めない。物件所有者との接触を希望する場合は、(3)の公募に関する質問で、本市に連絡をすること。本市は事業者からの連絡を受けた後、所有者と調整し申込者に連絡する。

(3) 公募に関する質問

ア 質問の受付

公募に関する質問がある場合は、質問票（別紙 2）に質問事項を記載し、令和 5 年 8 月 4 日（金）午後 5 時までに「11 問い合わせ先」へ電子メールで送付すること。

なお、本市から質問を受け付けた旨の連絡はしないので、電子メールを送信する際は、開封確認設定を行う等、申請者方で受信確認を行うこと。また、電子メールの送受信にかかるトラブル等については、本市は一切その責任を負わない。

イ 質問の回答

応募登録が完了した全員に、令和 5 年 8 月 18 日（金）までに電子メールで回答する。

(4) 企画提案書の提出

応募にあたっては、以下の記載に従い、必要書類を期日までに提出すること。

① 本業務の企画提案に関する要求水準

- ・ 「有松地区における古民家を活かしたまちづくりの考え方」を踏まえた提案であること。
- ・ 第 1 期事業は、応募登録後に本市から提供する検討用資料に掲げる候補物件のうち、複数の物件を取り扱うことを前提とすること。
- ・ 関係法令等を遵守すること。

② 提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
企画提案書	様式 1	1	8
業務実績	様式 2	1	8
古民家利活用事業の提案内容 ①有松地区古民家利活用事業の概要・課題 ②有松地区古民家利活用事業計画案 ③期待される効果、今後の展開	様式 3	1	8
令和 5, 6 年度古民家利活用推進事業補助金交付要望			

第1期事業計画書（案） ①令和5,6年度事業の内容 ②第1期事業の対象物件、棟数、活用方法（用途） ③第1期事業計画案 ④令和5,6年度事業における成果目標（KPI）及び 検証方法	様式4	1	8
業務実施体制	様式5	1	8
実施スケジュール	様式6	1	8
補助業務に要する経費内訳	様式7	1	8
直近の決算終了年度から2年間の財務諸表等 ・貸借対照表（内訳表を含む） ・損益計算書（内訳表を含む） ・販売費及び一般管理費明細書 ・（製造原価報告書） ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・利益の処分又は損失の処理に関する議案	—	1	8

※ 提出書類一式を電子データ化したものをCD-Rにて1部提出すること。

データはPDF形式とし、原則として画像化されたものでなく、テキスト情報を含んだものとする。

テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したもので構わない。

### ③ 提出方法

持参もしくは郵送とする。

### ④ 提出期間

令和5年9月4日（月）～ 令和5年9月8日（金） 午後5時まで

※ 郵送の場合は令和5年9月8日（金） 午後5時必着

なお、持参する場合は電話にて予約の上来庁すること。

### ⑤ 提出場所

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室事業推進係  
（名古屋市役所本庁舎5階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-2782

## 7 審査・選定

提出された企画提案書等について、下記のように審査を実施する。企画提案書等の評価は、学識経験者などから指名する「有松地区古民家利活用事業に係る連携事業者評価委員」が行い、最も優れている提案者を候補者として選定し、協定締結に向けた手続を行うものとする。

### (1) 第1次審査（書面審査）

なお、企画提案書等の提出者が5者以下の場合には、第1次審査は実施しない。

(2) 第 2 次審査（ヒアリング審査）

日程 令和 5 年 9 月 19 日（月）～令和 5 年 9 月 22 日（金）（予定）

(3) 評価基準

評価委員は、評価基準（別紙 3）に基づいて審査を行い採点する。

審査の結果、合計点が最も高かった者を候補者に、2 番目に高かった者を次点候補者とする。

(4) 協定の締結

候補者に選定された事業者は、本市と「有松地区古民家利活用事業の推進に関する連携協定書」の締結に向けて協議を行い、協定書を締結するものとする。なお、本市と候補者との協議が整わない場合は、原則として次点候補者と協議を行い、候補者に選定するものとする。

## 8 有松地区古民家利活用推進事業補助金

本市と連携協定書を締結した連携事業者は、令和 5, 6 年度の 2 か年にわたり本事業の立ち上げにおける業務等に対し、補助金を申請することができる。

(1) 補助金の対象業務

本事業の立ち上げにおける補助金の対象となる業務は、以下の①②③④とする。

対象業務	取組み事項
① 古民家利活用の事業推進に係る業務	○地域会社の組織検討 ○地元団体等との調整 ○地元等への事業説明 ※ 地元団体との調整や地元へ事業説明等をした際は、議事録を作成し共有すること。
② 第 1 期事業※の事業計画策定に係る業務  ※本公募で提案した物件における活用検討・整備・開業までをいう	○現状と課題の整理 ○本事業の全体方針、各物件の活用方針検討 ○第 1 期事業に係る下記の業務 （令和 5, 6 年度に実施する業務に限る） ・ 物件所有者等との調整 ・ 物件の調査 ・ 事業スキームの検討 ・ リーシングの検討 ・ 資金調達の検討 ・ 改修計画の作成 ・ その他本市が必要と認めた業務
③ 地域会社の設立に係る業務	○本事業を実施する地域会社設立のために必要な手続き ○地域会社の設立



④その他本事業に必要な業務	○連携事業者が提案する業務のうち本市が必要と認めたもの
---------------	-----------------------------

**補助率：補助対象経費として認められた経費の総額の10分の10**

**本補助金の限度額：3,000万円**

連携事業者は、本市と令和5,6年度の事業計画の調整を行ったうえで、本補助金交付申請書を提出すること。本補助金の交付決定額等については、本市が本補助金交付申請の内容を精査の上、交付決定通知書により通知する。なお、交付決定通知書により通知する本補助金交付決定額は、応募時の本補助金交付希望額より減額となる場合がある。

また、最終的な補助金の交付にあたっては、上記③における地域会社の設立を条件とする。

(2) 補助対象期間

交付決定を受けた日から令和7年3月31日まで

(3) 補助対象経費

事業実施のために必要となる経費のうち、以下①～③をすべて満たすものを対象とする。

①使用目的が本事業の遂行に必要と認める経費

②補助対象期間内の契約・発注により発生した経費

③証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費

※交付決定を受ける前及び補助対象期間後に発注、依頼、申込、契約を行った経費については全て補助対象外とする。

※補助対象期間内に、発注、依頼、申込、契約を行ったが、補助対象期間内に完了しなかった業務については、補助対象期間内に完了した部分分かる書類等を提出することにより、完了部分までの経費を補助対象とする。

経費項目	内容
1. 人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に直接従事する者に対する補助対象期間の人件費が対象</li> <li>・人件費単価は職員の月給与や通勤手当等から単位時間に換算することとし、従事状況については月単位で従事時間と内容を記録することとする。なお、社内で別途単価の定めがある場合、その単価を使用することは可能であるが、具体的には採択後、交付申請までの間に本市と協議することとする。</li> </ul>
2. 事業費	
旅費	・本事業を行うために必要な国内出張に係る経費
会議費	・本事業を行うために必要な会議等に要する経費（会場借料、機材借料等）
謝金	・本事業を行うために必要な謝金（会議等）に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
印刷製本費	・本事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費

委託費（外注費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費</li> <li>※ 連携事業者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</li> <li>※ 連携事業者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、事前に本市と協議すること。</li> </ul>
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を行うために必要な経費であって、上記のいずれの区分にも属さないもの。原則として、本事業のために直接使用されることが特定・確認できるものとする。</li> <li>例) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 消耗品費（事業を行うために必要な物品であって、金額が20,000円（税込）未満のもの）</li> <li>- 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）</li> <li>※本事業に関するものに限る</li> <li>- 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、現地事務所等について、専用のメータの検針により本事業に使用した料金が算出できる場合）</li> <li>- 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等</li> </ul> </li> </ul>

## 9 留意事項等

- (1) 本市が受領した後の提出書類の差し替えは認めない。ただし本市から求めた場合はこの限りではないものとする。
- (2) 提出書類は本市において審査資料として使用し、その他の目的には使用しないものとする。
- (3) 本事業において作成された著作物の著作権等は原則連携事業者に帰属するが、本市が連携事業者に協力を求めて作成する資料等に係る著作権は、本市に帰属するものとする。

## 10 その他

本事業は民間所有の物件を民間主体で保存活用するものであり、本市が主体となって実施する事業ではない。従って、所有者の都合や事業性等により事業化できないことがある。また、本事業を事業化できなかったことにより、連携事業者に損害等が生じた場合でも本市は一切賠償しない。

## 11 問い合わせ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室事業推進係  
（名古屋市役所本庁舎5階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2782

電子メールアドレス [a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp)

## 有松地区古民家利活用事業の推進に関する連携協定書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、有松地区における古民家利活用の推進に向け連携協力して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携協力しながら古民家利活用の推進に取り組むことにより、有松の歴史的な町並みの保存、有松地区における古民家利活用の考え方の実現、地域活性化等に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携協力し、次の事項（以下「連携事項」という。）について取り組むものとする。

- (1) 伝統的建造物の保存・活用に関すること。
- (2) 伝統的建造物を活用した地域活性化及び観光振興に関すること。
- (3) 有松地区の魅力向上のために必要な情報の共有及び発信に関すること。
- (4) 伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の調整に関すること。
- (5) 伝統的建造物を活用した事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この協定の目標達成のために必要な事業

### （連絡会の設置）

第3条 甲及び乙は、連携事項を推進するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、連携事項の推進にあたり、伝統的建造物等の所有者等の同意を得て、乙に物件に関する必要な情報を提供し、必要な支援を行うものとする。

2 甲は、連携事項の推進にあたって、名古屋市有松伝統建造物群保存地区保存計画を適切に運用し、伝統的建造物の修理等に必要な助言、指導等を行うものとする。

### （乙が行う業務）

第5条 乙は、連携事項の推進にあたり、乙の構成員又は提携する事業者の中から事業を受けられる者を推薦、選任、派遣するなど必要な業務を行うものとする。

2 乙は、連携事項の推進にあたり、住民の理解を得るための調整及び啓発に努めるものとする。

3 乙は、連携事項の推進にあたり、有松地区に設立する地域会社に対し、伝統的建造物の活用に向けた提案・調整等の技術的支援など、必要な支援を行うものとする。

### （立ち上げ業務補助）

第6条 甲は、連携事項の推進にあたり、乙が令和5、6年度に行う古民家利活用の事業推進、第1期事業の事業計画策定及び地域会社の設立に対して補助金を交付することにより支援する。

2 乙は、前項の支援を受けるため、甲との協議を経て、甲に古民家利活用推進事業補助金交付申請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行うとともに、交付決定通知書により乙に通知するものとする。

(苦情又は紛争の処理)

第7条 甲と乙は、連携事項の推進にあたり苦情ないし紛争が発生したときは、甲と乙が連携して適切に対応するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはならない。

2 甲及び乙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

3 前項の禁止事項は、本協定書終了後も有効に存続するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

ただし、第6条の立ち上げ事業補助については、令和5、6年度のみとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市長 河村 たかし

乙 ○○  
○○

## 質 問 票

令和 年 月 日

団 体 名

所 在 地

フリガナ  
担当者氏名

所属・職名

電 話 番 号

ファクシミリ番号

有松地区古民家利活用事業に係る連携事業者の公募について、下記のとおり質問事項を提出します。

項 目	(公募書類又は資料名・ページ・項目)
内 容	

注1 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

注2 電子メールに添付して送付される際、開封確認等で受信を確認してください。

## 評価基準

評価項目		評価ポイント		評価点
実 現 性	業務実績	様式2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業者単独又は地元組織等と共同して新たな組織を設立し、複数の古民家等を利活用する事業など、本業務と同種又は類似した業務の履行実績があるか</li> <li>・現状変更の規制がある文化財建造物を利活用した事業の実績があるか</li> <li>・実績の内容及び成果が本業務にふさわしいものか</li> </ul>	15
	業務実施体制	様式5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に係る専門知識を有する担当者の配置や人員などの実施体制は適切か</li> <li>・本市との打ち合わせや地元調整等に迅速・柔軟に対応できるか</li> <li>・業務内容を有効かつ効率的に遂行できる実施体制であるか</li> </ul>	15
	スケジュール	様式4 様式6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務のスケジュールは適切に計画されており、実現性の高いものか</li> </ul>	10
	事業の継続性	様式3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益の確保など自立的に事業を継続していくための方策が記載されているか</li> </ul>	10
的 確 性	事業の的確性	様式3 様式4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の全体像及び活用方法は、「有松地区における古民家利活用の考え方」に合致しているか</li> <li>・事業対象物件は優先度が高いものか</li> </ul>	15
	事業内容の的確性・具体性	様式4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古民家利活用の推進に寄与する提案がなされているか</li> <li>・具体的かつ網羅的な取組みが示されているか</li> </ul>	15
そ の 他	事業の成果検証	様式4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標やその分析方法について記載されており、分析方法が妥当なものになっているか</li> </ul>	10
	補助対象経費額の妥当性	様式7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠が記され、適切な金額が計上されているか</li> </ul>	5
	財務状況	決算書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を継続する財務的体力はあるか</li> </ul>	5
合計				100

## 受領書及び誓約書

名古屋市長 河村 たかし 様

品名：有松地区古民家利活用候補物件の概要  
有松地区の伝統的建造物配置図

有松地区古民家利活用事業に係る連携事業者公募における上記資料を、正に受領しました。つきましては、下記事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

### 記

1. 資料は、有松地区古民家利活用事業への申請書類作成のために使用します。
2. 資料は、複製しません。
3. 資料は、令和5年9月8日（金）までに、必ず返却をします。
4. 資料の情報共有は、本情報を知る必要のある最小限の範囲とし、貴市の許可なく外部に公開しません。
5. 上記については、公募期間終了後についても同様とします。
6. 本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって貴市と協議し、これを解決します。

令和 年 月 日

所在地  
名 称  
代表者

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(提出者)

所在地

商号又は名称

代表者

役職・氏名

⑩

## 企 画 提 案 書

有松地区古民家利活用事業に係る連携事業者の公募について、公募要項等の内容を承諾した上で、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)

部署名

氏名(フリガナ)

電話

メールアドレス



様式 2

## 業 務 実 績

平成 25 年度以降で、特定の地域（概ね直径 1km 程度の範囲）を対象に、複数の古民家を利活用している実績（現在も継続しているもののみ）を記入してください。

利活用事業名	
市 町 村 名	
開 始 時 期	
概 要	
活用施設の 文化財の有無	有（現状変更の規制がある文化財建造物 棟） 、 無
特筆すべき成果	
利活用事業名	
市 町 村 名	
開 始 時 期	
概 要	
活用施設の 文化財の有無	有（現状変更の規制がある文化財建造物 棟） 、 無
特筆すべき成果	
利活用事業名	
市 町 村 名	
開 始 時 期	
概 要	
活用施設の 文化財の有無	有（現状変更の規制がある文化財建造物 棟） 、 無
特筆すべき成果	

※記載する事業実績は最大 3 件までとします。

※上記に記載した内容が確認できる書類（パンフレット等）があれば添付してください。

※様式 2 は事業実績 1 件につき、A4 版 1 ページ以内





## 業務実施体制

※本業務を行う場合の人員配置及び実施体制等について具体的に提案してください。

(文章のほか、必要に応じてイラストや写真等を用いて、具体的に記入してください。)

### 実施体制図参考例

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの体制・組織の例



※「令和3年度 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための調査事業 ナレッジ集」

観光庁 から抜粋

※様式 5 は、A4 版 2 ページ以内もしくは A3 版 1 ページ以内

## 実施スケジュール

※令和 5, 6 年度を中心に開業までの想定スケジュールを記入してください。

(必要に応じてイラストや写真等を用いていただいても構いません。)

※様式 6 は、A4 版 2 ページ以内もしくは A3 版 1 ページ以内

### 補助業務に要する経費内訳

(単位：円)

区分		費目	補助対象経費	積算内訳・内容 ※赤字は記載留意事項であり、削除すること。
補助対象経費	1. 人件費	人件費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者 単価〇〇円×〇人日</li> <li>・ 担当者A 単価〇〇円×〇人日</li> <li>・ 担当者B 単価〇〇円×〇人日</li> </ul>
	2. 事業費	旅費		公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額
		会議費		会議等の開催に係る飲食費はお茶等の飲料代のみ。食事代は対象外。
		謝金		構成員への謝金は対象外。
		印刷製本費		事業で使用するものが対象。
		委託費 (外注費)		団体では担うことができない外部委託業務を対象。
	その他諸経費		上記以外で事業を行うために必要な経費を計上。	
補助対象経費の合計			0	
補助対象外経費				
総事業費			0	

※ 人件費の時間単価の算出方法は、実績単価計算又は健保等級単価計算の手法で算出してください。

補助金交付要望額

(単位：円)

補助対象経費の合計	補助率	補助金交付要望額 (上限 3, 000 万円)
0	× 10 / 10	